

## 公の施設【基本情報】

別紙 8

施設名	新潟市岩室地区公民館
所管部・課	新潟市中央公民館
所在地	新潟市西蒲区西中860番地
根拠法令	教育基本法、社会教育法
設置条例	新潟市公民館条例、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律
	敷地面積: 3, 500m <sup>2</sup> 建物面積: 延床面積 1, 740. 9m <sup>2</sup>
施設概要	建物構造・主な施設内容(構成施設の内容) 1階: 講堂、会議室、事務室 2階: 研修室(和室)、茶室、調理実習室 3階: 大会議室、研修室、視聴覚室

施設の設置目的
市民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とします。
管理・運営に関する基本理念、方針等
1 公民館事業に関する「新潟市教育振興基本計画」の基本施策  基本施策1 生涯学び続け、学びを活かし活躍できる機会の充実と支援 基本施策5 人権を尊重し、多様性を認め合う心の育成 基本施策6 誰一人取り残さない、一人一人の可能性を引き出す教育の推進 基本施策9 地域、学校、民間企業、家庭の連携・協働の推進 基本施策11 家庭教育の充実と子育て支援の充実  2 上記1を踏まえた公民館事業の取組  (1) 人づくり、地域づくりを通した地域コミュニティ活動の活性化への支援 (2) 家庭における教育力向上の支援 (3) 青少年の生き抜く力を育む機会の充実 (4) 高齢者の学習支援や社会参加の促進 (5) 現代的・社会的課題を探り、問題解決を促す学習機会の提供